

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 57 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、茨城県病院局会計規程（平成 18 年病院事業管理規程第 21 号）及び本件調達に係る令和 6 年 1 月 1 日 3 日付け入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本院が発注する賃貸借契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

入札参加者は、次の事項を熟知のうえ入札しなければならない。

1 入札に付する事項

(1) 賃借物件及び数量

行政情報端末 2 1 台（付属品、ソフトウェア含む）

(2) 賃借物件の規格、品質、性能等

賃借物件の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質を有すること。

(3) 賃借期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（6 0 か月）

(4) 設置場所 茨城県立こころの医療センター指定場所（茨城県笠間市旭町 654）

2 入札参加資格

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告及び入札説明書に示す物件の規格（仕様）に適合した物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 賃借物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する者でないこと。

3 競争入札参加資格等の確認

入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 4）に 2 に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 6 年 1 月 2 7 日（水） 午後 5 時までに必着のこと。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出することとし、提出期限までに必着のこと。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

13 の担当部署に同じ。

(3) 添付書類

- ア 賃借物件の別添「仕様書」との適合性の証明書等（応札仕様書・別紙1）
- イ 賃借物件の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類（物品納入証明書・別紙2）
- ウ 賃借物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類（アフターサービス等保守体制証明書・別紙3）
- エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証明する書類（誓約書・別紙4）
- オ 茨城県暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する者でないことを証明する書類（誓約書・別紙5）
- カ 賃借物件のカタログ

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和6年11月29日(金) までに、一般競争入札参加資格等の確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

4 入札及び開札等

(1) 入札書の受領期限

令和6年12月4日(水) 午前10時

(2) 開札の日時及び場所

令和6年12月4日(水) 午前10時から 茨城県立こころの医療センター 集会ホールC

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号に該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額

ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号に該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

6 入札等

(1) 参加者は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式1）を提出しなければならない。

ア 入札に付される件名

イ 入札金額（月額賃貸借料）

ウ 参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）外国人の署名を含む。

エ 代理人が入札する場合は、参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号、代表者の氏名）、代理人であることを表示並びに当該代理人の職氏名等。

(2) 代理人が入札する場合には、入札時まで委任状（様式3）を提出すること。

(3) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について訂正線を引いておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(5) 契約担当者等は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の理由で

競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。
- (7) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項に基づき物品調達等競争入札参加資格審査申請書を茨城県会計事務局会計管理課に提出した者が、競争入札参加資格審査を有すると認められることを条件に入札書を提出した場合において、当該者に係る入札資格審査が開札日時までに終了していないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (8) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。また、入札参加者又はその代理人が開札に立ち会うことは妨げない。
- (9) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という）以外の者は入場することができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、必要に応じて入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札場を退場することはできない。
- (13) 入札場において、次のいずれかに該当する者は入札場から退去させることができる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (14) 入札参加者又はその代理人は、本入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (15) 初度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1 回を限度として再度入札する。この場合において、参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札する。したがって、再度入札に参加する意思のある参加者又はその代理人は、開札時に再度入札のための入札書を持参すること。
- (16) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。したがって、この場合に見積書（様式 2）を提出しようとする意思のある参加者又はその代理人は、見積書を持参すること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 入札書に記載すべき事項のいずれかに記載漏れがある入札
- (3) 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）が判然としない入札
- (4) 代理人が委任状を提出しないとき
- (5) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名のない又は判然としない入札

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (7) 入札金額の記載が不明確又は訂正された入札
- (8) 4の(1)において示した入札書提出日時までに到達しなかった入札
- (9) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 虚偽の書類を提出した者がした入札
- (11) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札(免除された者は除く。)
- (12) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札
- (13) その他入札公告に示す条件に違反した者がした入札

8 落札者の決定

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 再度入札においても、落札者がいないときは、参加者のうちで最低価格の入札書を提示した者を相手方として随意契約を行うものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

9 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、令和7年4月1日に契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書の作成に当たっては、当該契約相手方となる者に当院で作成した契約書を送付し、相手方は記名押印のうえ茨城県立こころの医療センター病院長あてに送付し、当該契約書に当院で記名押印し、うち1通を相手方に送付するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約条項

契約書のとおりとする。

11 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。
 - ア 質問受付期間
公告の日から令和6年11月20日(水)午後5時まで
 - イ 質問受付先
13の担当部局。質問は、電子メール又はファクシミリとすること。
- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。
 - ア 日時
令和6年11月22日(金)午後5時までに回答する。
 - イ 方法
茨城県立こころの医療センターのホームページに回答を掲載する。
<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp>

12 その他の事項

- (1) この調達に係る令和7年度当初予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (2) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

13 本件に関する照会先

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654

茨城県立こころの医療センター 経理課 担当：木村

電話 0296-77-1151 内線 541

FAX 0296-77-1739

電子メール mc-kokoro10@pref.ibaraki.lg.jp